

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』

認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき、補助金を受けることができます。

対象となる方

認定職業訓練を行う中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人 等

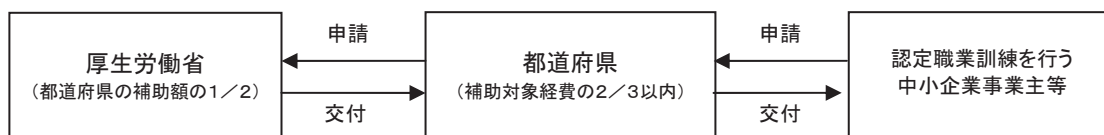
支援内容

- 運営費・・・指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
- 施設費・・・認定職業訓練の実施に必要な施設の建設及び修繕に要する経費
- 設備費・・・認定職業訓練の実施に必要な機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の2/3以内

※補助金を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

○補助の体系（間接補助）



ご利用方法

- 職業訓練の認定の申請先及び補助金の申請先については、いずれも、各都道府県の職業能力開発主管課になります。

お問い合わせ先

事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の窓口へご相談ください。

各都道府県の窓口一覧は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/03.html>